

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和2年10月21日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	東広島市立郷田小学校仮設校舎賃貸借
(2) 物品・委託役務管理番号	18020076
(3) 物品委託役務内容	東広島市立郷田小学校に仮設校舎を設置し、2年間の賃貸借を行うもの。
(4) 納入・履行期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市西条町郷曾 1133（郷田小学校敷地内）
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	なし（契約条項とする）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	不要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	借入れ>仮設校舎
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店または営業所を有するもの。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし。

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和2年10月21日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和2年10月21日～ 令和2年11月11日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和2年10月21日～ 令和2年10月28日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 学校教育部 教育総務課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館3階） 電話番号 082-420-0974 /ファックス番号 082-423-7551 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和2年11月2日～ 令和2年11月11日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和2年11月9日～ 令和2年11月10日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和2年11月11日 午後1時10分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

東広島市立郷田小学校仮設校舎賃貸借 仕様書

- 1 目的 本賃貸借は、郷田地区の宅地造成に伴い、児童数が増加し教室数が不足するため、仮設教室を設置することで、安全で良好な教育環境を確保することを目的とするものである。
賃貸人は、賃借人が賃貸人に貸付（別途契約するもの）を予定する「3 設置場所」の土地に、「10 賃貸借物件」とおりの物件（以下「賃貸借物件」という。）を設置及び納入のうえ賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借する。
賃借人は、賃貸借物件を郷田小学校の普通教室の用途に使用するものとする。
- 2 概要
 - ① 仮設校舎及び既存校舎への渡り廊下の設置
 - ② 各法令に基づく諸官庁等への各種申請手続き
 - ③ 仮設校舎及び仮設校舎内の各部屋・箇所へ設置する備品の賃貸借
 - ④ 賃貸借物件の解体・撤去
- 3 設置場所 東広島市西条町郷曾 1 1 3 3（郷田小学校敷地内 参考：別紙 配置図）
- 4 設置期限 令和 3 年 3 月 2 4 日まで
- 5 引渡し期限 令和 3 年 3 月 3 1 日まで
- 6 賃貸借期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで（24 か月）
- 7 解体・撤去期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 3 1 日まで（2 か月）
- 8 支払方法 第 1 回目の賃借料は、賃借人の検査に合格後、賃借人に請求するものとし、第 2 回目以降は前月分までの賃借料を翌月から請求するものとする。
ただし、支出割合は「別紙 1 賃借料支出割合表」とおりとする。
- 9 その他
 - (1) 賃貸人は、建築基準法及び消防法等に基づく申請書類の作成や手続き等を行うこと。直近の計画通知等の資料は、発注担当課から貸与する。なお、書類の作成や手続きに必要な手数料は賃貸人が負担するものとする。
 - (2) 賃貸人は、地盤調査及び現況調査を契約締結後速やかに行い、賃借人に提出・報告した上で設計等に取りかかること。調査に係る費用は賃貸人が負担するものとする。
地耐力は 50 kN/m^2 を見込むが、詳細については施行前に調査を行い、地耐力を確認の上、必要に応じて地盤改良を行うこと。なお、地盤改良を行う場合、その費用については別途とする。
 - (3) 仮設校舎（設備を含む。）の構造・仕様は、法令に適合するものとするため、入札価格の積算にあたり、詳細な現地調査を実施すること。なお、現地調査の日時は、事前に発注担当課に連絡し、現地との調整のうえ、決定するものとする。
 - (4) 仮設校舎はメーカー仕様によるが、本仕様書に基づき賃貸人が設計を行い、必要に応じて製作・加工し、賃借人の承認を得て施工すること。なお、仕様書に示されている性能等を証明する資料を賃借人に提出し、承諾を得て施工すること。
 - (5) 関係法令順守のため、既設校舎の改造が必要となる部分がある場合は、その内容について賃借人と協議の上、賃貸人が改修するものとする。なお、改修にかかる費用は賃貸人の負担とする。
また、仮設校舎底地の既設の埋設配管については、賃貸人の負担により補強、経路変更等必要な措置を取ること。費用については、別途協議とする。

- (6) 賃貸借物件の設置にかかる光熱水費は、賃貸人の負担とする。
- (7) 賃貸人は、賃貸借期間中、賃貸借物件に対し、受取人を賃貸人とする火災保険に加入すること。なお、費用は賃貸借に含む。
- (8) 賃貸人は、賃貸借期間において賃貸借建物の正常な機能を保持するため年1回の定期保守点検を実施し、必要に応じ点検、修理及び調整等を行うこと。また、緊急に保守又は修理を要する場合には、速やかに技術者を派遣し、修理・調整等を行い、正常な状態で使用できるようにすること。なお、これらに係る費用は賃借料に含む。
- (9) 建築および備品・設備設置に係る廃棄物に関しての費用はすべて賃貸借に含む。
- (10) 建築士法に基づく重要事項説明を行い、賃貸借物件の引渡し時に建築士法の規定による工事監理報告書を提出すること。
- (11) 落札決定後、速やかに敷地測量を行うこと。尚、測量にかかる費用については入札額に含むものとする。
- (12) 湿気対策及びたわみ防止のため、各階デッキプレート t=1.6(EZ50)+根太(40*30)+構造用合板 t=12 又は、防湿コンクリート t=60(ワイヤーメッシュ 6φ200*200)+根太(40*40)+構造用合板 t=12 を敷くこと。
- (13) 計画敷地内において、既存不適格及び違反建築物となる建築物や工作物があった場合は、別途協議とし、必要な提出書類の作成や手続き等を行うこと。なお、必要な提出書類の作成や手続き等の費用は賃貸人が負担するものとする。
- (14) 仮設校舎の解体撤去後は、原状復旧すること。アスファルト舗装及び駐車ライン、車止めを設置すること。
- (15) 外壁パネルについては、品質確保のため新品指定とする。
- (16) 災害時の避難施設として、既存校舎と同様にするため仮設校舎の重要度係数は 1.25 とする。

1 0 賃貸借物件 ※仕様については、下表及び「別紙 参考図」と同等以上とする。

(1) 建物概要

項目	内容
主体構造	軽量鉄骨造 2階建て
建物寸法	建築面積：約 150 m ² 延床面積：約 291.6 m ² (1F：9.0m×16.2m、2F：9.0m×16.2m) 室内天井高さ：2.7m以上
設計条件	以下の値による構造計算を満足する仕様とすること。 ・地耐力／50KN/m ² 長期(仮定値) ・垂直積雪量／30cm ・床荷重／通常 2300N/m ² ・重要度係数 1.25
基礎	鉄筋コンクリート造布基礎 (リユース基礎は不可)

渡り廊下	<p>既存校舎と仮設校舎が接続できるよう、屋根付きの渡り廊下を設置すること。</p> <p>仕様は、土間コンクリート仕上げとし木製仕様は不可とする。</p> <p>腰壁 H=900 程度を設置すること。仕様は外壁と同様とする。</p>
------	---

内部仕上げ	床	<p>1階 デッキプレート：EZ50 t=1.6 又は防湿コンクリート t=60（ワイヤーメッシュ 6φ 200*200）を行うものとする 床パネル：床板）構造用合板 t=12 根太）40×30@300 下地：ラワン合板 t=4、長尺塩ビシート t=2</p> <p>2階 デッキプレート：EZ50 t=1.6 又は防湿コンクリート t=60（ワイヤーメッシュ 6φ 200*200） 床パネル：床板）構造用合板 t=12 根太）40×30@300 下地：ラワン合板 t=4、長尺塩ビシート t=2 湿気対策及び品質確保のため、デッキプレート：EZ50 t=1.6 又は又は防湿コンクリート t=60（ワイヤーメッシュ 6φ 200*200）以上とする。</p>
	壁	<p>各全ての教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内壁下地：石膏ボード t=9.5 <p>ビニルクロス貼り 巾木：ソフト巾木 H60 程度</p>
	天井	<p>軽鉄下地 断熱材：グラスウール t=100（24K 品）（※断熱材は小屋裏のみとする） 化粧石膏ボード t=9.5</p>
	内部階段	<p>木製階段（有効幅：1400、蹴上げ：160、踏面：260） 手摺：鋼製又は木製（H=1,100 程度）両側に手すりを設けること。 ただし、内部階段の踏面は、木下地+長尺塩ビシート t=2 程度とし、生徒が昇り降りしても響かない仕様とすること。また、段鼻は、滑りとめを取り付けること。</p>
	カーテン	<p>窓及び出入口 防災素材のものとする。</p>
外部仕上げ	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・サンドイッチパネル t=40 以上（外側：カラーガルバリウム鋼板 t=0.35、芯材：硬質ポリウレタンフォーム、内側：カラーガルバリウム鋼板 t=0.35）同等とすること。
	屋根	<p>二重折板：ガルバリウム鋼板 t=0.6 H=88 以上 裏面：ウレタンペフ t=4 室内環境の確保のため、二重折板とする。</p>
	雨樋	<p>軒樋：塩ビ製（折板用 120 型） 縦樋：（カラーVU75φ、60φ）、 縦樋保護管：VP90φ（GLより 1.8mまで） 既設雨水経路に接続</p>

	建具	外部建具：アルミ製学校用強化ガラス（ペアガラス） 強化透明 4mm+中空層 8mm+強化透明 4mm以上とする。 耐風圧（S-3）、気密性（A-4）、水密性（W-3）以上とする。 上記性能を示す性能評価書を提出すること。 内部建具：アルミ製学校用強化ガラスとする。一部型板とする。
--	----	--

(2) 建築一般

項目	内容
第三者委託	仮設校舎の設置工事施工に際して、工事の一部を第三者に直接委託し、または請け負わせようとする場合は、極力、東広島市内に主たる本店・営業所を有する業者に発注すること。
工事期間・作業時間	工事は月曜日から土曜日で行い、原則日曜日は休工とする。 作業時間は原則9:00~17:00とする。 詳細については、契約締結後受注者と協議する。
危険防止柵	建築中は安全管理・防音対策のため、周囲に囲いを設置すること(地上部H=1,800mm以上)。 ※カラーコーンは不可とする。 設置範囲は、賃借人との協議による。 必要に応じて誘導員を設置するなど、利用者の安全に配慮すること。
撤去物・移設	建設予定地にある照明柱に関しては、配置図指定の箇所に移設する。位置詳細については、落札後、受注者と協議するものとする。 仮設校舎解体時には現状復旧すること。
仮設用水・電力	隣接する既設校舎の設備より引き込むことにより使用すること。
仮設便所	設置工事期間中は、既設校舎の便所は原則使用できないため、仮設便所を設置すること。
採光	法令の基準によるものとし、必要に応じて窓を設けること。
室内環境衛生検査	引渡しまでに次の事項について検査を行うこと。 ・対象化学物質(6物質):ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン ・検査箇所:1階普通教室 1ヶ所 ・検査方法:文部科学省「学校環境衛生の基準」に基づく検査方法とする。
発生材の処理	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に適合する処理とする。 産業廃棄物の処分は、関係法令を遵守して適切に処分すること。

(3) 電気・機械設備

※ 電気設備（照明用スイッチ、コンセント類等）、機械設備の機器等の設置位置の決定は、賃借人との協議による。

項 目		内 容
電 気 設 備	電力供給	詳細は現地確認によるものとする。 必要に応じ仮設キューピクルの設置及び電力会社との調整を行うこと。キューピクルを設置する際は、十分に容量が満たすようにすること。
	照明	部屋、トイレ、廊下、全槽シンク前、下足入前及びポーチ等の各所に必要数設置すること。 照明器具は、LEDとする。 照度については、JIS 基準及び設計基準に準拠するものとするが、概ねの設計照度は次のとおりとする。 ・普通教室：500 lx 以上(平均照度)
	コンセント	普通教室に2口コンセント4箇所を設置すること。
	放送設備	既存校舎と仮設校舎の放送は連動するようにすること。
	消防設備	消防法に適合する設備を設置すること。
	自火報警報盤	自火報設備は既存校舎にある警報盤と連動するようにすること。
	LAN 関係	各普通教室にLAN が利用できるようにすること。
機 械 設 備	構内電話	構内電話を設置し、職員室と連動できるようにすること。また、外部からの電話を職員室から経由して普通教室からも電話できるようにすること。
	空調設備	各部屋に対し、冷暖房効率に配慮した、必要馬力数の冷暖房空調機を適宜設置すること。 2教室に天吊型5馬力1台ずつ又は天吊型3馬力2台ずつ設置すること。また、新品とすること。なお、室外機については集約し、メッシュフェンスで覆うこと。
	換気扇	法令に適合したものとする。
	雨水排水	既存の雨水排水路へ放流することができる。詳細は現地確認を行うこと。
	給水関係設備	給水の引き込みについて、詳細は現地確認を行うこと。 冬季の凍結に配慮した仕様とすること。 必要に応じて水道局と調整・手続き等を行うこと。

	汚水排水	詳細は現地確認を行ったうえで、適切に浄化槽又は汚水桝に適切に放流すること。
--	------	---------------------------------------

(4) 備品

各部屋・箇所に対し、以下のものを設置すること。

設置場所	品名	内容	数量
普通教室	黒板	W3600*H1200 各教室 1 台	2 台
	時間割黒板	W1500*H1200 各教室 1 台	2 台
	掲示板	W3600*H1200 各教室 1 台	2 台
	生徒用ロッカー	15 人用 各教室 3 台	2 台
	掃除用具ロッカー	各教室 1 台	2 台
	壁掛け時計 (電波時計)	各教室 1 台 (時間が狂う場合は別途協議)	2 台
	荷物掛けフック	各教室 40 個	80 個
	防災カーテン (レール共)		2 か所
全教室	室名札		4 か所
トイレ	掃除用具ロッカー	W455*D515*H1.790	2 台
	手洗い	前面に鏡を設けること。 新品とし、LIXIL:L-2094CL/BW1 同等品とすること。 自動水洗とすること。	4 台
	ブース	紙巻き器を設置すること	8 台
玄関	下駄箱	80 人以上 (2 クラス*上・下足を別にできること)	1 台
	傘立て	80 人分収納可能であること	1 台
廊下	手洗い	前面に鏡を設けること W1,800×D600×H850 程度 (蛇口を各 3 つ設けること) 新品とし、LIXIL:S-1SN180A5B 同等品とすること。	4 台

1.1 問い合わせ先 (発注担当課)

東広島市教育委員会学校教育部教育総務課施設安全係

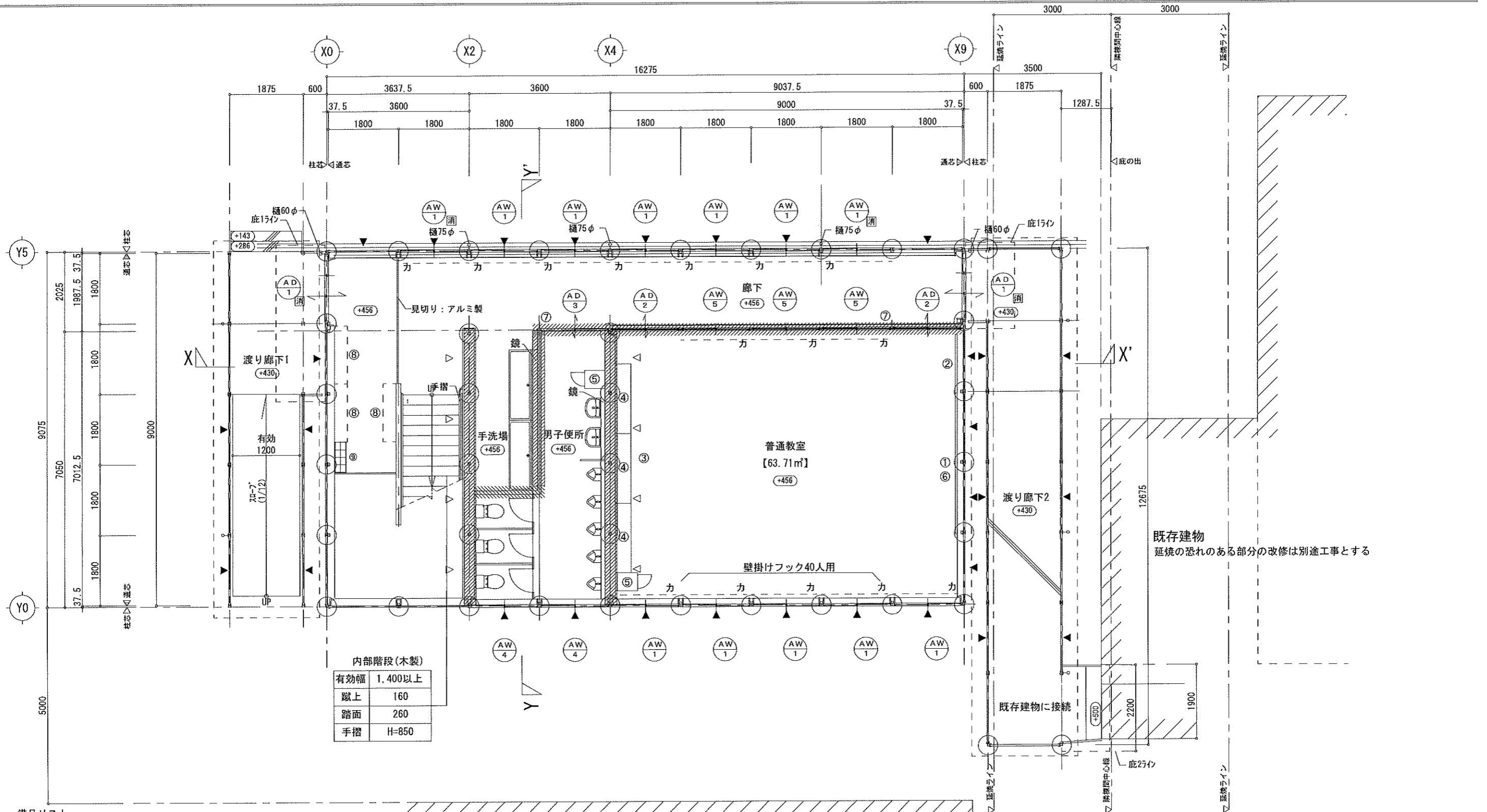
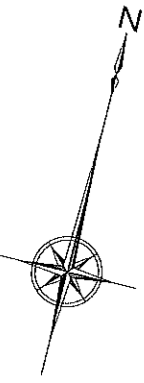
電話 (082) 420-0974 (直通)

ファックス (082) 423-7551

支払区分			支出割合	金額
第1回	令和3年度	初回支払分	61.4%	※円
第2回	〃	第1期／4月～7月分	4.05%	※円
第3回	〃	第2期／8月～11月分	4.05%	※円
第4回	〃	第3期／12月～3月分	4.05%	※円
第5回	令和4年度	第1期／4月～7月分	4.05%	※円
第6回	〃	第2期／8月～11月分	4.05%	※円
第7回	〃	第3期／12月～3月分	4.05%	※円
第8回	令和4年度	最終支払分	14.3%	※円

※消費税に係る課税業者にあつては、各支払区分あたりの支払金額は、入札金額に各支出割合を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に100分の110を乗じた額とする。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

※消費税に係る免税業者にあつては、各支払区分あたりの支払金額は、契約金額に各支出割合を乗じた額とする。（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）



内部階段(木製)

有効幅	1.400以上
蹴上	160
踏面	260
手摺	H=850

1階平面図 S=1/100

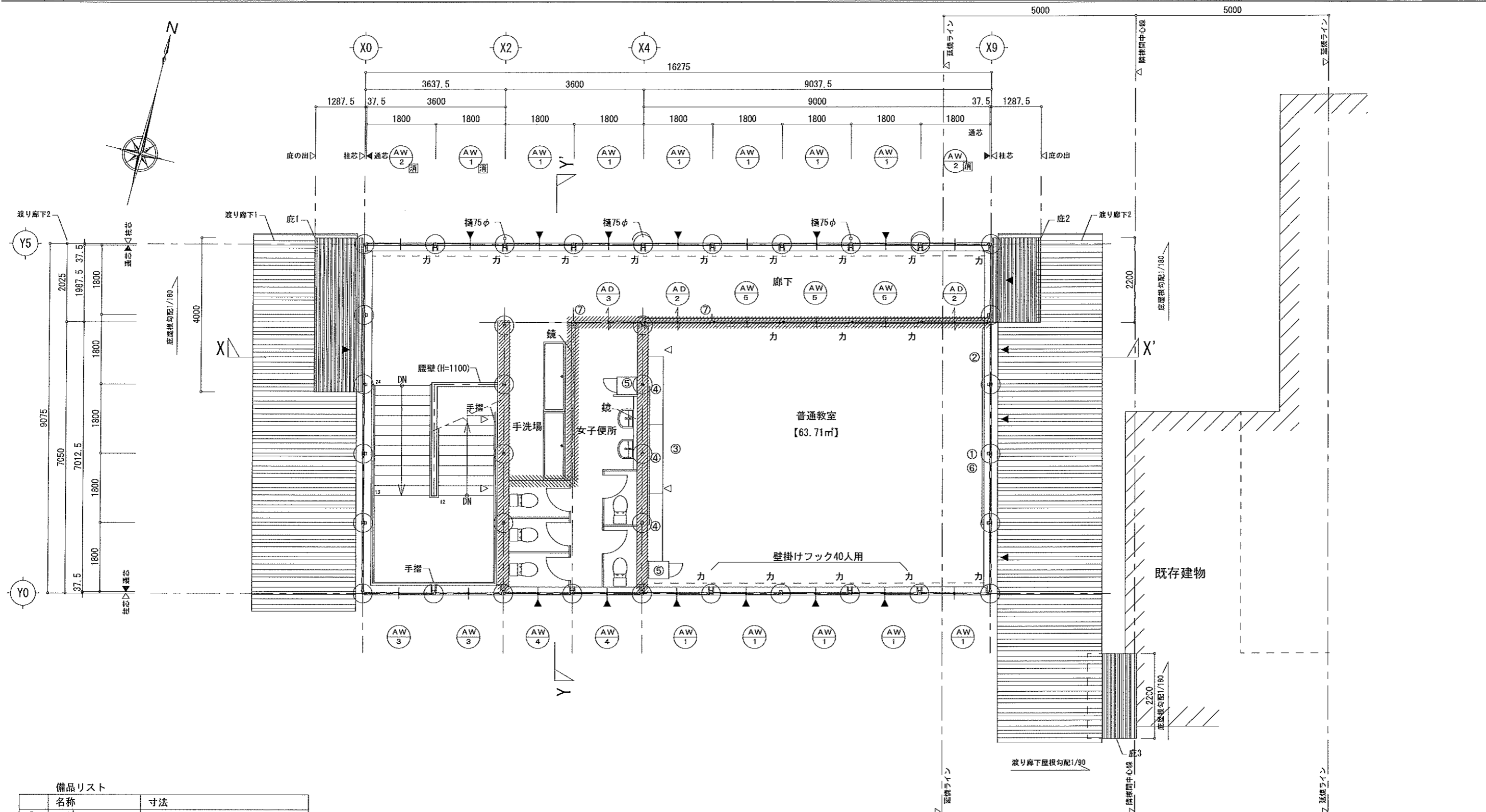
- ※ ▼▽ . . . 壁プレースの位置を示す。
- ※ ○ . . . 設計G.Lからの高さを示す。
- ※ 〰 . . . 防火上主要な間仕切壁を示す。
仕様) 下地: 石膏ボード t=12.5+9.5 (両面貼り) [告示1358号]
小屋裏または天井裏に達するものとする。
- ※ 〇 . . . 消防上の無窓階判定に使用する開口を示す。
- ※ カ . . . カーテン、カーテンレール位置を示す。

※役所協議・現地調査により多少の変更の可能性あります。
 ※既存建物位置・高さにより多少の変更の可能性あります。
 ※既存建物の外部階段の囲いが計画通知申請された内容と違えば、既存不適格建物となりますので外部階段の囲いを撤去しなければなりません。

備品リスト

名称	寸法
① 黒板	W3600 x H1200
② 無地黒板	W1200 x H900
③ 掲示板	W3600 x H1200
④ 生徒用ロッカー15人用	W1780 x D400 x H880
⑤ 掃除用具ロッカー	W455 x D515 x H1790
⑥ 壁掛け時計	
⑦ 室名札	W240 x H80
⑧ 下足入24人用	W1780 x D400 x H880
⑨ 傘立て	W790 x D300 x H500

訂正事項	年月日	担当	東 広 島 市 役 所	照査	担当	工事名称	東広島市立郷田小学校仮設校舎賃貸借		受領印	
						図面名称	1階平面図	縮尺	S=1/100 (A3)	年 月 日
						作成年月日	2020・09・18	依頼番号	図面番号	
								A-02		



備品リスト

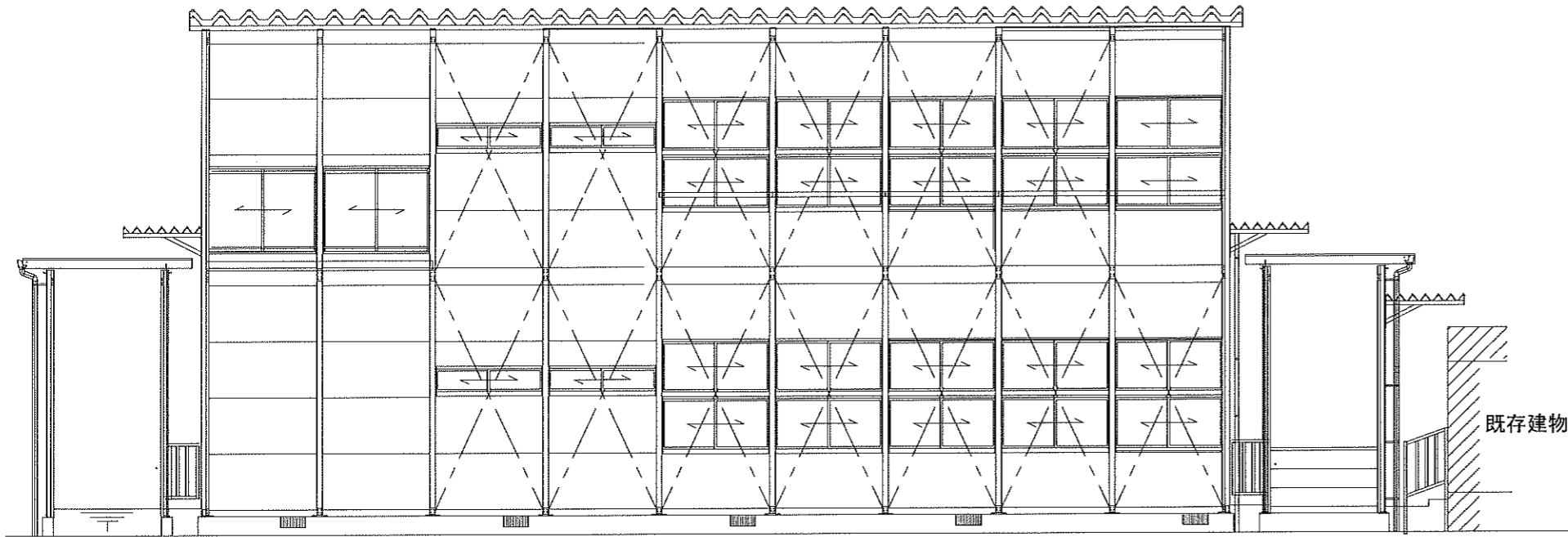
名称	寸法
① 黒板	W3600 x H1200
② 無地黒板	W1200 x H900
③ 掲示板	W3600 x H1200
④ 生徒用ロッカー15人用	W1780 x D400 x H880
⑤ 掃除用具ロッカー	W455 x D515 x H1790
⑥ 壁掛け時計	
⑦ 室名札	W240 x H80
⑧ 下足入24人用	W1780 x D400 x H880
⑨ 傘立て	W790 x D300 x H500

2階平面図 S=1/100

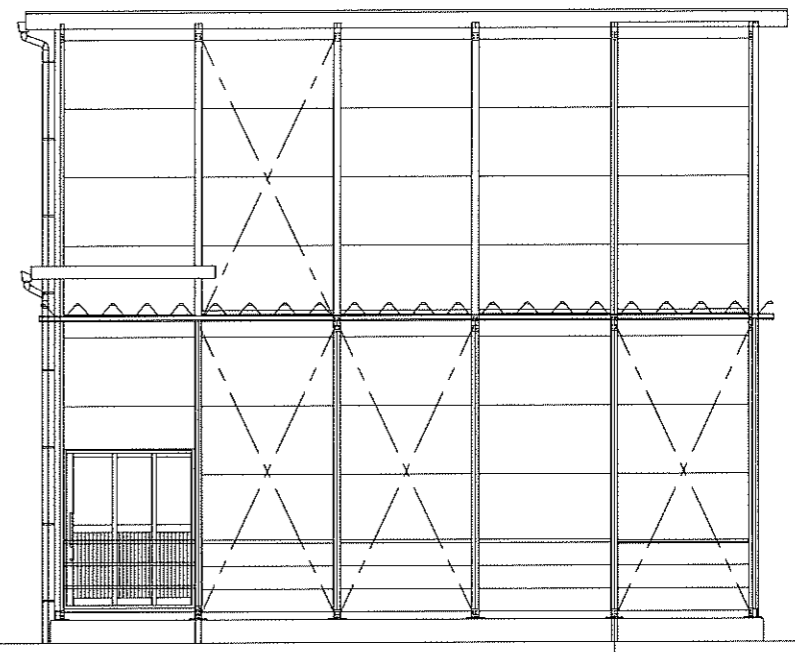
- ※ ▽ ▽ . . . 壁ブレースの位置を示す。
- ※ ○ . . . 設計GLからの高さを示す。
- ※ ▨ . . . 防火上主要な間仕切壁を示す。
仕様) 下地: 石膏ボード t=12.5+9.5 (両面貼り) [告示1358号]
小屋裏または天井裏に達するものとする。
- ※ 〇 . . . 消防法上の無窓階判定に使用する開口を示す。
- ※ カ . . . カーテン、カーテンレール位置を示す。

※役所協議・現地調査により多少の変更の可能性あります。
※既存建物位置・高さにより多少の変更の可能性あります。

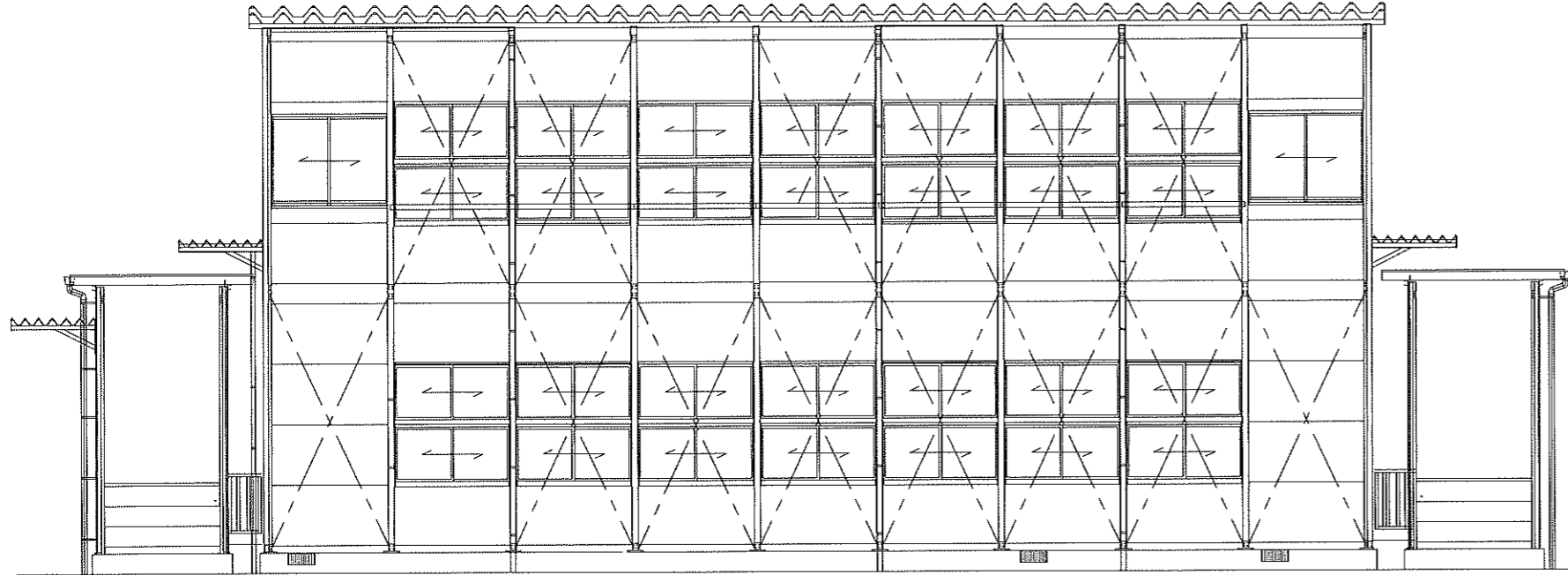
訂正事項	年月日	担当	照査	担当	工事名称 東広島市立郷田小学校仮設校舎賃貸借	受領印
					図面名称 2階平面図	縮尺 S=1/100 (A3)
					作成年月日 2020・09・01	
					依頼番号	図面番号 A-03
						年月日



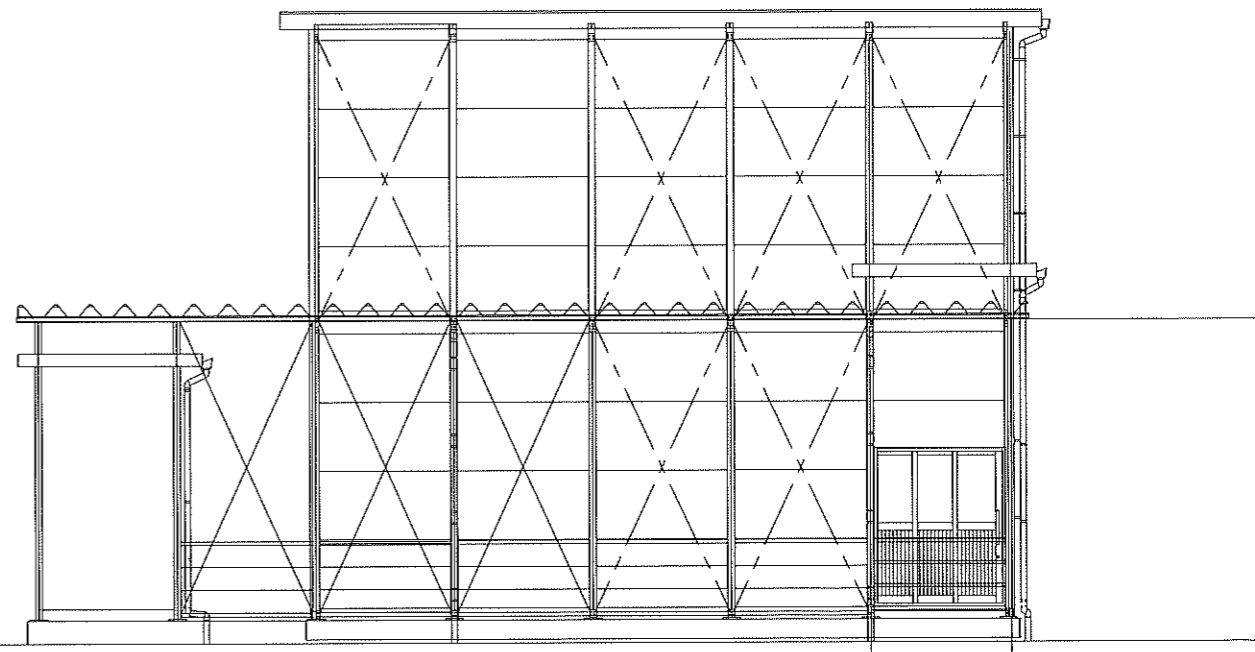
Y0通 立面図 S=1/100



X0通 立面図 S=1/100



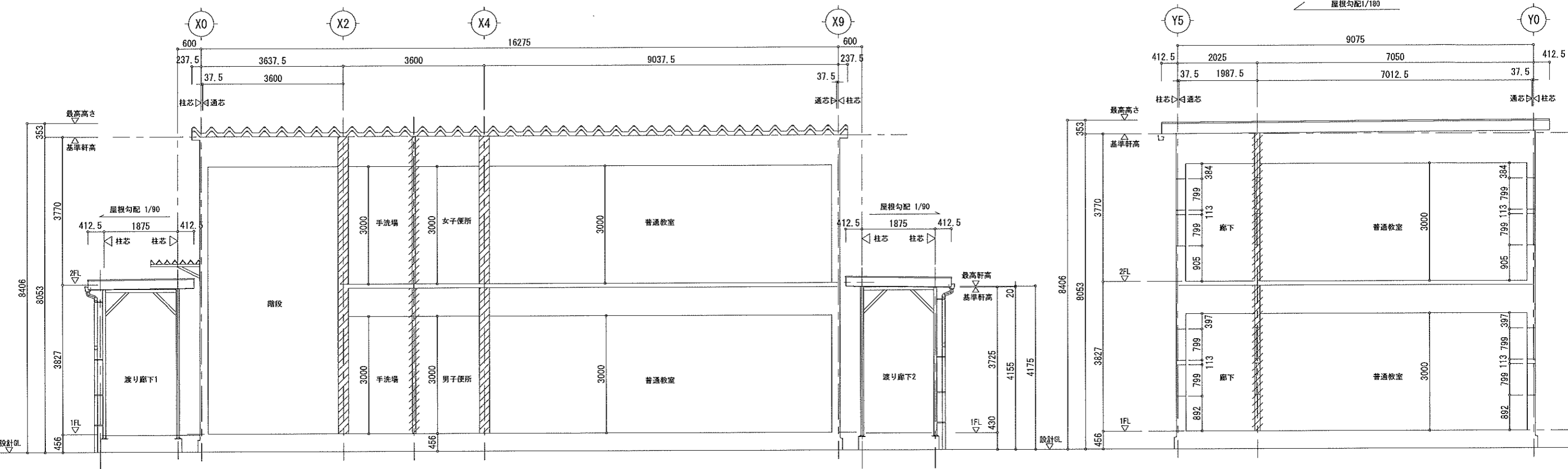
Y5通 立面図 S=1/100



X9通 立面図 S=1/100

※役所協議・現地調査により多少の変更の可能性あります。
 ※既存建物位置・高さにより多少の変更の可能性あります。

訂正事項	年月日	担当	東広島市役所				工事名称	東広島市立郷田小学校仮設校舎賃貸借	受領印
	・						図面名称	立面図	縮尺 S=1/100(A3)
	・		照査		担当		作成年月日	2020・09・18	図面番号 A-04
	・						依頼番号		年月日
	・								



X-X' 断面図 S=1/100

Y-Y' 断面図 S=1/100

※ ・・・防火上主要な間仕切壁を示す。
 仕様) 下地: 石膏ボード t=12.5+9.5 (両面貼り) [告示1358号]
 小屋裏または天井裏に達するものとする。

※ ・・・防火上主要な間仕切壁を示す。
 仕様) 下地: 石膏ボード t=12.5+9.5 (両面貼り) [告示1358号]
 小屋裏または天井裏に達するものとする。

※役所協議・現地調査により多少の変更の可能性あります。
 ※既存建物位置・高さにより多少の変更の可能性あります。

訂正事項	年月日	担当	東広島市役所				工事名称	東広島市立郷田小学校仮設校舎賃貸借		受領印	
	..						図面名称	断面図	縮尺 S=1/100 (A3)	年月日	
	..		照査		担当		作成年月日	2020・09・18	図面番号		A-05
	..						依頼番号				

